

「2016年 LEC 全日本社労士公開模試 第2回」から
第48回社労士試験【選択式】厚年法 - 空欄Bの出題が **的中** しました



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU16712 p.11 問7]

- 1 老齢厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る)である日(中略)その者の総報酬月額相当額及び基本月額の合計額が を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から を控除して得た額の に相当する額に12を乗じて得た額に相当する部分の支給が停止される。この は、平成28年度においては とされている。

解答 → ⑩支給停止調整額
(解答 → ①2分の1)
(解答 → ⑥47万円)

本試験出題はこうでした!

第48回 社労士試験 問題
【選択式】 厚年法 【空欄B】

- 1 厚生年金保険法第46条第1項の規定によると、(中略)合計額が を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、 と基本月額との合計額から を控除して得た額の2分1に相当する額に12を乗じて得た額(以下 という。)に相当する部分の支給を停止する。(以下略)

(解答 → ⑫総報酬月額相当額)
解答 → ⑦支給停止調整額
(解答 → ⑥支給停止基準額)

的中!